

加古川市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市総合計画に基づく中心市街地等の商業の活性化及び空き家活用の促進を図るため、対象地域における空き店舗等への出店及び出店後の事業継続を支援し、対象地域の賑わい創出を目的として、空き店舗等を活用して出店する者に対し、予算の範囲内において加古川市空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額並びに期間は、別表1に掲げるとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものをいう。

(1) 対象地域 以下に掲げる地域をいう。

- ア 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号。以下「都計法」という。）第15条の規定に基づき、加古川市が定めたJR加古川駅に隣接する商業地域（以下「中心市街地」という。）
- イ 都計法第15条の規定に基づき、加古川市が定めたJR東加古川駅に隣接する商業地域（以下「東加古川エリア」という。）
- ウ 都計法第15条の規定に基づき、加古川市が定めた山陽電鉄別府駅に隣接する商業地域（以下「別府エリア」という。）
- エ 都計法第7条第1項の規定に基づき定められた市街化調整区域

(2) 高度利用地区 以下に掲げる地区をいう。

都計法第8条の規定に基づき、加古川市が定めた中心市街地内の高度利用地区をいう。

(3) 空き店舗等 以下に掲げるものをいう。

- ア 中心市街地、東加古川エリア及び別府エリアに所在する店舗、事務所等の用に供していた建築物又は建物内の空き床で、現に使用されていないもの。（以下「空き店舗」という。）
- イ 市街化調整区域に所在する現に居住その他の使用が定期的になされていない建築物、店舗又は建物内の空き床で、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都計法に違反していないもの。（以下「市街化調整区域における空き家等」という。）

(4) 出店 対象地域内に店舗等を出店することをいう。

(5) 親族 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に別表2に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助事業の実績報告をしようとする者は、補助事業実績報告書に別表2に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開業したものに対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開業したものであって、令和5年度に当該開業した店舗に係る加古川市空き店舗等活用支援事業補助金の交付を受けたものに対する当該店舗に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開業したものであって、令和6年度に当該開業した店舗に係る加古川市空き店舗等活用支援事業補助金の交付を受けたものに対する当該店舗に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開業したものであって、令和7年度に当該開業した店舗に係る加古川市空き店舗等活用支援事業補助金の交付を受けたものに対する当該店舗に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

【別表 1】（第 2 条関係）

補 助 金 の 種 類	性質	事業費補助
	目的	中心市街地等における商業の活性化 市街化調整区域における空き家等の活用の促進
補 助 金 の 範 囲	対象となる者	対象地域内の空き店舗等を賃借して出店する者であって、次のすべての要件を満たすもの (1) 日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）に定める業種のうち、別表 3 に掲げる業種のいずれかを営むこと又は別表 3 に掲げる業種のほか、対象地域の賑わいの創出に寄与する業種として市長が特に認める業種を営むこと。 (2) 営む業種は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業でないこと。 (3) 月に 16 日以上営業すること。 (4) 過去に本補助金のほか、「加古川市中心市街地空き店舗活用促進補助金」又は「加古川市空き家活用支援事業補助金」の交付を受けていないこと。ただし、令和 7 年度に補助金の交付を受けた者であって、当該店舗に係る補助金の交付を申請するものを除く。 (5) 賃借する空き店舗等を他の者に転貸して業務を行うものでないこと。 (6) 出店する店舗について、補助金申請時において出店後 2 年以上継続して営業する意思があること。 (7) 法令又は条例に基づく許認可等（資格を含む。）が必要な場合に、その許認可等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。 (8) 市税を滞納していないこと。 (9) 当該空き店舗等の所有者と同一でないこと。 (10) 当該空き店舗等の所有者と親族関係又は生計を一にする者でないこと。 (11) 当該空き店舗等の所有者が法人の場合、当該法人の役員、その役員の親族、又は従業員等でないこと。 (12) 当該空き店舗等の所有者が法人で、かつ本補助金の申請者が別の法人である場合で、各法人の代表者が親族関係又は生計を一にする者でないこと。 (13) 宗教の普及又は政治活動を目的とした個人又は団体でないこと。 (14) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有する者でないこと。 (15) 空き店舗等の所有者（※）と賃貸借契約等を締結していること。 ※空き店舗等の所有者とは、空き店舗等を所有している者、空き店舗等所有者と賃貸借契約等を締結している者であって空き店舗等の賃貸借の権限を有している者を指す。 (16) 活用しようとする空き店舗が商店街等にある場合は、その代表者から出店の同意を得ていること。 (17) 加古川商工会議所による推薦を受けていること。

	対象となる経費	以下に掲げる経費で、当該年度中に支払があるもの (1) 店舗賃借料 以下のすべての要件を満たすもの ・空き店舗等の所有者との賃貸借契約等に基づく賃借料等のうち店舗部分（本補助金の対象となる業種を営む場所）に係るもの ・令和7年4月1日以降に開業したもの (2) 店舗改装費 以下のすべての要件を満たすもの ・開業前及び工事契約締結前までに交付決定のあったもので、令和9年3月31日までに工事が完了し、かつ、同日までに当該工事に関する支払いが完了するもの ・交付決定日以降に要した次に掲げる経費であること ①内装工事費 ②ファサード（正面の外装）整備費 (3) 広告宣伝費 以下のすべての要件を満たすもの ・開業前及び広告宣伝物の発注前までに交付決定のあったもので、営業開始日の属する月の前月から翌月まで（期間の初日は交付決定日）に納品が完了し、かつ、令和9年3月31日までに広告宣伝物に関する支払いが完了するもの ・不特定多数の者に向けた宣伝効果を意図して支出する経費で、交付決定日以降に要した次に掲げる経費であること ①チラシやポスター、パンフレット等の制作費用 ②新聞広告及び情報紙等への記事掲載費用 ③広告を目的に配布する品（ショップカード（お店の名刺）など）の制作費用 ④ウェブサイト（ホームページやInstagramなど）の開設費・運営費 ⑤ファサード整備費に該当する店舗の正面に付随する看板（簡単に取り外しできないもの）以外の看板の製作及び掲出費用
	対象外となる経費	・敷金 ・礼金 ・保証金 ・共益費 ・消費税及び地方消費税 ・商品及び備品の購入費 ・求人を目的とする広告宣伝費 ・その他上記に類するもの
補助率及び補助金の額	補助率	・店舗賃借料 1／2 ・店舗改装費 2／3 ・広告宣伝費 2／3

	補助金の額	・店舗賃借料 1 事業者あたり上限 50 千円／月（月毎に千円未満は切り捨て） ※高度利用地区への出店の場合は、1 事業者あたり上限 100 千円／月 ・店舗改装費 上限 250 千円（千円未満は切り捨て） ・広告宣伝費 上限 100 千円（千円未満は切り捨て） 【他の団体の補助制度を併用する場合】 本補助金と同じ対象経費に対して他の団体の補助金が交付される場合、当該補助金と本補助金の総合計額が、対象経費総額の 3 分の 2 を超えない額を補助金額の上限とする。
補 助 期 間		店舗賃借料の補助は、営業開始日の属する月又は開業後の申請にあっては交付申請のあった月から起算して 24 箇月を限度とする。 ただし、営業開始月の賃借料が日割計算されている場合は、当該月の翌月から起算して 24 箇月を限度とする。また、月に 16 日以上営業できていない月がある場合で、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間を除き合計で 24 箇月までを限度とする。 なお、令和 7 年度に補助金の交付を受けた者については、24 箇月から令和 7 年度に補助金の交付を受けた月数を控除した期間を限度（12 箇月を限度）とする。

【別表２】（第４条及び第５条関係）

区分	交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
店舗賃借料	・事業計画書 ・収支予算書（別紙１） ・賃貸借契約書等の写し ・位置図及び店舗図面 ・申請に係る空き店舗等の写真 （外観及び内部の全体がわかるもの） ・市税について滞納がないことを証する書類 ・商店街等代表者の同意書 （商店街等に出店する場合） ・誓約書 ・推薦書（加古川商工会議所発行） ・営業に必要となる許認可証等の写し（当該許認可証等が交付申請中の場合は実績報告時の提出とすることができる。） ・その他市長が必要と認める書類	・事業報告書 ・収支決算書（別紙２） ・経費の支払を証する書類の写し ・店舗営業時の写真 ・営業に必要となる許認可証等の写し （交付申請時に未提出の場合のみ） ・その他市長が必要と認める書類
店舗改装費	店舗賃借料に係る添付書類に加え、以下の書類を添付する。 ・改装費に係る見積書 ・改装前の写真（外観・室内） ・空き店舗等の所有権等を証する書類 ・空き店舗等の所有者等の同意書 ・その他市長が必要と認める書類	店舗賃借料に係る添付書類に加え、以下の書類を添付する。 ・改装後の写真（外観及び内部の全体と、改装施工箇所がわかるもの） ・工事請負契約書又は請書の写し ・改装費に係る明細書 ・その他市長が必要と認める書類
広告宣伝費	店舗賃借料に係る添付書類に加え、以下の書類を添付する。 ・見積書 ・その他市長が必要と認める書類	店舗賃借料に係る添付書類に加え、以下の書類を添付する。 ・成果物及び広告掲載記事の写し等、広告宣伝内容が確認できるもの ・納品日が確認できるもの（納品書等） ・その他市長が必要と認める書類

【別表３】（第２条関係）

日本標準産業分類	
大分類	中分類
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J 金融業、保険業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの） 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業 （他に分類されないもの）	91 職業紹介・労働者派遣業

別紙1

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	内 訳
	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目		予 算 額	内 訳
対象経費		円	
	小 計	円	
対象外経費		円	
	小 計	円	
合 計		円	

※収入と支出の額は一致すること。

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	内 訳
	円	
合 計	円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	内 訳
対象経費	円	
	小 計 円	
対象外経費	円	
	小 計 円	
合 計		円

※収入と支出の額は一致すること。